

令和元年11月 守口市教育委員会定例会の概要

○日時：令和元年11月21日

開会：午前10時00分～午前10時57分

○出席者

教育長 首藤 修一

教育委員

教育長職務代理者 渡邊 一郎

委員 江端 源治

委員 駒田 真由美

委員 堀 俊一

事務局

教育次長兼管理部長 小濱 利彦 指導部長 林 安喜夫

総務課長 宮木 勝博 学校管理課長 林 慶

学校管理課参事 小森 勝 学校教育課長 森田 大輔

保健給食課長 西本 岳史 教育センター長 中村 文俊

生涯学習・スポーツ振興課長 宮垣 義隆 ほか担当職員

○教育長 ただいまから、教育委員会の定例会を開会いたします。

日程第1「会期について」をお諮りいたします。

本日の定例会の会議時間は午前10時から正午までの2時間といたしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 それでは異議なしと認め、会議時間は正午までの2時間といたします。

それでは次に、日程第2「会議録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は江端委員を御指名申し上げますので、よろしくお願いいたします。

次に、日程第3「会議録の承認について」お諮りいたします。

既に委員の皆様には、7月24日に開催されました教育委員会7月定例会会議録案を配布いたしております。

原案のとおり、承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、教育委員会7月定例会会議録案については、承認することといたします。

それでは、日程第4、議案第28号「令和元年度教育費補正予算案についての意見」を議題といたします。議案の朗読をお願いいたします。

○事務局 議案第28号「令和元年度教育費補正予算案についての意見」

令和元年度教育費補正予算案についての意見を、次のとおりとする。

令和元年11月21日提出 守口市教育委員会教育長 首藤修一。

○教育長 議案の説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案第28号「令和元年度教育費補正予算案についての意見」につきまして、御説明申し上げます。

議案書1ページから4ページを御参照願います。事業ごとに説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

今回の補正予算の内容は、1、学校給食棟ボイラー更新工事費の補正及び守口市立図書館指定管理料の補正でございます。

最初に、議案書4ページの項目1、学校給食事業（小学校）を御覧ください。

給食で使用する食器具等は、学校給食衛生管理基準により、使用後にでん粉及び脂肪等が残留しないよう、確実に洗浄することとされていることから、調理場における洗浄・消毒マニュアルに基づき温湯による洗浄作業を行っているところです。

このたび、佐太小学校給食棟におきまして、温湯供給に係るボイラー2基のうち1基が故障しました。当該ボイラーは製造から相当の年月が経過しており、修理不能となり、現在残っている1基により対応を行っているところですが、1基の運用では負荷が大きく、気温の低下により温湯の供給が不安定になっております。また、現在稼働中のボイラーも、故障したボイラーと同時期に設置されたものであり、これが故障した場合、温湯の供給が完全に停止し給食業務に支障が生じるため、ボイラー2基の更新を早急に行う必要があります。このことから、更新工事にかかる費用として315万6,000円の補正予算措置が必要となるものでございます。

続きまして、項目2、守口市立図書館管理事業を御覧ください。

守口市立図書館の運営につきましては、守口市立図書館運営方針において効果的・効率的な図書館運営を実現するため、また、民間のノウハウを最大限に活かした特色ある事業を実施するため、指定管理者制度を導入することとしております。今般、守口市立図書館指定管理者選定委員会において守口市立図書館指定管理者の候補者が選定され、仮協定を締結したことから、候補者から提出された収支計画書に基づき、総額9億3,548万4,000円の補正予算措置が必要となるものでございます。また、表中右側の備考欄に記載のとおり、この事業につきましては、次年度より5カ年にわたる債務負担行為を設定しようとするものでございます。

以上、まことに簡単な説明でございますが、御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○教育長 説明が終わりました。まず学校給食事業について御意見、御質問はございませんでしょうか。

○委員 ボイラーの更新工事について、経年劣化でと書いてあるのですが、耐久年数については把握されていると思うのですが、佐太小学校でこういうことがあればほかの学校でも同じようなことがあると思うのですが、点検はどのようにされているのか。各学校によって点検されているのか、また、耐久年数を考えると、劣化する時

期は大体決まっていると思います。どういうふうに工事をされていくのか決まっていたら教えてください。

○事務局　ボイラーにつきましては、不具合が生じた場合は随時調理業者から報告を受けまして修理で対応しているところでございます。今現在で20年前後使っているものについても更新計画をつくりまして、その計画に沿って順次更新を行っているところでございます。

○教育長　いいですか。はい、どうぞ。

○委員　子ども達の安全・安心にかかわることなので、点検はしっかりしていただけたらと思います。

○教育長　本当に子どもの安全・安心にかかわる問題ですから、ぜひきちっとした点検等を、そして、速やかな更新をお願いしたいと思います。

学校給食事業について、何かありますか。

それでは、次に、守口市立図書館管理事業について、何かございませんでしょうか。

ほかに御意見、御質問がないようでございますので、採決いたしたいと思います。

それでは、議案第28号につきましては、原案どおり承認することで御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長　それでは、異議なしと認め、議案第28号につきましては、原案どおり承認いたしました。

次に、日程第5、議案第29号「河内国茨田郡大枝村中村家文書市指定有形文化財指定について」を議題といたします。

議案の朗読をお願いいたします。

○事務局　議案第29号「河内国茨田郡大枝村中村家文書市指定有形文化財指定について」

河内国茨田郡大枝村中村家文書市指定有形文化財指定について、次のとおりとする。

令和元年11月21日提出 守口市教育委員会教育長 首藤修一。

○教育長 それでは、議案の説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案第29号「河内国茨田郡大枝村中村家文書指定有形文化財の指定について」御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書5ページから13ページを御参照賜りたく存じます。

本議案に関しましては、去る9月2日付で教育委員会から守口市文化財保護審議会に対しまして諮問し、議論していただいているものでございます。

中村家文書は昭和48年、中村晃氏より守口市に寄贈された河内国茨田郡大枝村の庄屋家文書であり、中村家は遅くとも文政年間末頃から幕末まで大枝村の庄屋を務めていたものと思われまふ。庄屋就任以前の文書も含まれており、庄屋の交代に際して、検地帳・宗門改帳・村明細帳等村政にかかわる文書群は新しい庄屋に引き継がれたことから、近世初頭来の村政文書も中村家に伝来したと考えられております。

文書は近世初頭から近代まで4,851点からなります。大半は近世・明治期の文書であり、この内半分程度が近世文書、明治以降の文書には大正・昭和期のものも約100点含まれております。

また、中村家文書は市政の近世村の特質をよくあらわす文書が数多く残されており、守口市の文化財として保存し活用を図るべき文書群であり、典籍類や双六をはじめ遊戯にかかわるものも残されており、豪農家の農業経営や生活が知られるという点でも資料的価値は高いとの御意見をいただいております。

以上のことから、令和元年10月21日付で守口市文化財保護審議会から河内国茨田郡大枝村中村家文書市指定有形文化財指定について答申を収受したものでございます。

以上、まことに簡単な説明ではございますが、御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○教育長 説明が終わりました。何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

○委員 守口市には4,851点という資料的価値の高い文化財がたくさんあるということですが、その資料の保存管理のことについて、デジタル化も含めて御説明いただければありがたく思います。

○事務局 現在、中村家文書につきましては、京都大学に調査していただきました関係で、京都大学に保管していただいておりますが、今後につきましては、図書館の中に収蔵庫を設け、保管させていただきたいと思っております。

デジタル化につきましては、臨時予算を計上する予定にしております、市として文書を永久的保存するとともに、文化財展や文化財講座、市立図書館の郷土資料室での公開を含め活用させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○教育長 ほか、ありませんか。今度図書館で保存されるということですが、その収蔵庫というのはどんな仕組みになっているのですか。

○事務局 収蔵庫につきましては、湿度管理及び温度管理をし、適切に保管できるような設備を備えた部屋としております。

○教育長 文化財がいろんな災害等で破壊される事案が続いております。十分注意しながら保存に努めていただきたいと思います。

○委員 今後の問題として、公開については、どのようにお考えになっていきますか。

○事務局 広報誌や市ホームページでお知らせするとともに、2月の市指定有形文化財指定に伴い、河内国茨田郡大枝村中村家文書守口市指定有形文化財指定記念事業といたしまして、文化財講座と文化財展を開催する予定としております。

○教育長 ほかございませんか。ほかに御意見、御質問がないようでございますので、採決をいたしたいと思っております。

議案29号につきましては、原案どおり承認することに御異議ございませんでしよ

うか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第29号につきましては、原案どおり承認いたしました。

それでは、日程第6、議案第30号「守口市立図書館指定管理者の指定についての意見」を議題といたします。議案の朗読をお願いいたします。

○事務局 議案第30号「守口市立図書館指定管理者の指定についての意見」

守口市立図書館指定管理者の指定についての意見を、次のとおりとする。

令和元年11月21日提出 守口市教育委員会教育長 首藤修一。

○教育長 それでは、議案の説明をお願いいたします。

○事務局 それでは議案第30号「守口市立図書館指定管理者の指定についての意見」について、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書14ページから15ページを御参照賜りたく存じます。

指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決が必要でありますことから今回提案させていただいております。

指定管理者の選定に当たっては、守口市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定に基づき公募を行いました結果、応募は2団体でございました。この応募団体の審査を行うため、守口市立図書館指定管理者選定委員会条例第3条に規定しております、事業に関する学識経験者など7名の委員により守口市立図書館指定管理者選定委員会を設置し、守口市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条に定めております選定基準に基づき審査を行いました結果、図書館流通センター・大阪ガスビジネスクリエイト・長谷工コミュニティ共同事業体を指定管理者の候補者とする旨の答申をいただきました。

教育委員会としましては、これを踏まえ、同者を指定しようとするものでございます。指定管理者の指定期間につきましては、事業開始後の習熟期間やサービスの継続

性の確保及び指定管理者のリスク軽減とノウハウの蓄積等を考慮し、安定した施設運営を図れるよう、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とするものでございます。

以上、まことに簡単な説明ではございますが、御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○教育長 説明が終わりました。何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

○委員 指定管理料がおおよそ年間2億弱ぐらいになると思うのですが、従前の委託料に比べてアップしていることはわかりますが、その主な要因と、それによって期待されるサービス効果をどのように考えておられるか伺わせていただきたいと思えます。

○事務局 まず指定管理料が上昇している理由につきましては、図書館で働いていただくスタッフの数が増えていること、また、今後の賃金上昇等を踏まえて人件費等が増えていることです。また、その人件費やスタッフが増えることで期待される効果としましては、1階から3階まで図書が置いてある中で、その分スタッフが多いということで、レファレンスが充実していくことでサービスが向上すると考えております。

以上でございます。

○委員 スタッフが増えるということは大きく期待できる内容ですけれども、特に接客業務が大切であると思えますので、ぜひ来年の4月から運営が始まったらその評判等に十分注意されて、より一層いいサービスが提供できるように工夫をされるようお願いしたいと思います。

○教育長 よろしくお願ひいたします。ほかございませんか。

○委員 選定の結果、図書館流通センター・大阪ガスビジネスクリエイト・長谷工コミュニティ共同事業体に決定したわけですが、実績を教えてください。

○事務局 代表団体の図書館流通センターの実績でございますが、指定管理では全国で公共図書館350館の実績があるとお聞きしております。以上でございます。

○事務局 補足でございますが、大阪府内でも北河内でいいますと大東市で指定管理を行っており、また枚方市のホール機能を備えた図書館や大阪府立図書館につきましても、図書館流通センターが指定管理を行っているという実績がございます。

○教育長 よろしいですか。ほかございませんか。実績のあるところだと思いますので、市民が活用できるようにより一層頑張ってくださいと思います。

○委員 最近、指定管理者制度というのが使われることが多くなってきているように思うのですが、指定管理者を定性的な部分と定量的な部分を考慮して決定するという形ですが、金額的にいかに安くやってもらえるかという部分、これが40点満点で、ソフト面にかかわる内容がどれほどすぐれているかという部分、これが160点満点で、定性的な部分と定量的な部分を4対1の割合で評価して、全体として判断がなされているということですが、一般的に、ほかの指定管理者を選ぶ場合のケースでもこういうふうに定性的な部分、定量的な部分を4対1でやるとか、それ以外の割合ですとかいろいろ考えられると思うが、今回、市立図書館の場合に限ったことなのか、一般的なことなのか、その他の場合であったらどういう点を配慮してそういう段取りになっているのかというあたりについて、少し教えてもらえませんか。

○事務局 守口市として定まっている指定管理者の選定指針の中で、その指定管理の内容によって決めると定まっております。図書館でいきますと、やはり中身が重要だということで8対2の割合でさせていただいていますが、守口文化センターや市民体育館の指定管理者の選定の際も同じように8対2の割合で選定をさせていただいております。

○委員 中身が大事だという意味でこの4対1という割合が議論された結果決まったとは思いますが、今後もこの指定管理者制度というのが増えていく中で、いろんな組織をつくってやっていかれるというので、何かあちこち中身によってあるだろうと思うのですが、応募の数が多かろうが少なかろうが同じ基準で全部に応募していただいてその中から一番点数の高いところ、一番妥当と思われるところを満点にして、

あとを比例配分してやるというやり方自体については、これは全国共通のやり方というふうに考えていいのですか。

○事務局 指定管理の選定に関しまして、全国共通というものではなく、守口市の場合は、指定管理の指針というものがございまして、定性的な点数が一番高かったところを満点に置きかえて2位、3位というのをまた置きかえると。また定量的な点数につきましても、一番金額が低かったところを満点にして1位、2位、3位、4位に置きかえるというやり方です。今回につきましては2社の応募で、中身的にも金額的にもどちらも1位がこちらだったということで満点になっております。

○委員 全国共通ではなく守口市は守口市の基準で、守口の中では共通の判断基準に立っていると、こういうことでよろしいですか。

○事務局 おっしゃるとおりです。

○教育長 よろしいですか。ほかに何かありますか。ないようでございますので、採決をいたしたいと思います。

議案第30号につきましては、原案どおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 それでは異議なしと認め、議案第30号につきましては、原案どおり承認いたしました。

○教育長 それでは次に、日程第7、議案第31号「守口市立学校で使用する指導要録及び抄本の改訂について」を議題といたします。議案の朗読をお願いいたします。

○事務局 議案第31号「守口市立学校で使用する指導要録及び抄本の改訂について」

守口市立学校で使用する指導要録及び抄本の改訂について、次のとおりとする。

令和元年11月21日提出 守口市教育委員会教育長 首藤修一。

○教育長　それでは、議案の説明をお願いいたします。

○事務局　それでは議案第31号、「守口市立学校で使用する指導要録及び抄本の改訂について」説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案書の16ページから22ページを御参照いただきますよう、お願いいたします。

令和2年度より小学校及び義務教育学校前期課程、また令和3年度より中学校及び義務教育学校後期課程において新学習指導要領が全面実施されることに伴い、国及び府より新学習指導要領のもとで学習指導及び学習評価並びに指導要録の様式の設定等が適切に行われるよう通知がございました。

つきましては、通知に示された配慮事項及び指導要録に記載する事項の見直しの要点等を踏まえ、事務局としての様式案をまとめさせていただきましたので、説明させていただきます。なお、本様式案につきましては、校長会でも示させていただき、意見等を踏まえ、まとめているものでございます。

それでは改訂箇所につきまして、説明をさせていただきます。議案書とお手元の資料を御参照いただきますようお願いいたします。

最初に、小学校の指導要録様式2から説明させていただきます。

17ページから18ページが小学校等の新しい指導要録の様式になります。なお、義務教育学校前期課程の様式も同様の内容となっております。

お手元の別紙資料にありますのが現行の指導要録の様式でございます。こちらの小学校の様式と比較いたしますと、表面・裏面の上段に共通してあります児童の名前を記入する欄において、児童氏名とありましたものを児童名と変更しております。こちらは、外国籍児童など氏にあたるものがない場合もあることに配慮して、変更させていただいたものでございます。

次に表面の左側にあります各教科の学習の記録の欄について、大きく3点の変更を行っております。

1 点目は、教科に外国語を追加しております。

2 点目は、全ての教科において評価の観点を 3 つの観点到整理し、変更しております。

3 点目は、現行の様式では観点和別の欄にございます評定の欄を各教科の観点的下の欄に記載するように変更しております。

次に、右側中段にございます外国語活動の記録が、三、四年生対象となるとともに、従来、観点到別に設けていた文章記述欄を一本化し、評価の観点到即して児童の学習状況に顕著な事項がある場合にその特徴を記入するという国、府の通知をもとに評価の欄を変更しております。

次に右側下段にあります総合的な学習の時間の記録及び特別活動の記録の評価の観点到つきましては、学習指導要領等が示す目標を踏まえ、各学校において定めるものでございますが、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を全ての教科、領域等で学校で取り組むべきであるという校長会からの意見を受け、知識・技能、思考・判断・表現、主体的に学習に取り組む態度の 3 つの観点到あらかじめ記入させていただいているものでございます。これらは、他の教科と同様に学習指導要領等に示されている目標を踏まえ、3 つの観点到大きくまとめております。

続きまして、議案書 18 ページ、様式の裏面について説明させていただきます。

変更点は 1 点、下段にあります出欠の記録において、校務の負担を考慮し、授業日数から出席停止・忌引等の日数を指し引いた日数で算出する、出席しなければならない日数の欄を削除しております。

以上が小学校の様式の変更についてでございます。

次に中学校の様式でございますが、議案書 19 ページから 20 ページに記載されているものでございます。

こちらも、義務教育学校後期課程の様式と内容は同じものとなっております。

変更点につきましては、小学校と同様に、表面・裏面の上段に共通してあります生

徒の名前を記入する欄を生徒名とさせていただいていること、全ての教科において評価の観点を3つの観点に変更していること。また評定を各教科の観点の下の欄に記載するように、小学校等と同様の変更をいたしております。裏面の変更点につきましても、小学校等と同様に出席しなければならない日数の欄を削除しております。

以上が指導要録の様式2の変更点でございます。

続きまして、指導要録抄本の変更点について説明させていただきます。

議案書21ページが小学校、22ページに中学校の様式案となっております。

まず小学校の教科に外国語を追加しております。

次に様式2と合わせ各教科の評価の観点を3観点とし、評定の欄を各教科の観点の下の欄に記載するよう変更しております。

最後に、特別の教科道徳の欄を追加しております。

以上が指導要録抄本の変更点でございます。

以上、まことに簡単な説明でございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。何か御意見、御質問はございませんか。

これは、基本的に国の基準でつくってあると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。それでは御意見、御質問ないようでございますので、採決いたしたいと思ひます。議案第31号につきましては、原案どおり承認することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第31号につきましては、原案どおり承認いたしました。

それでは次に、日程第8、議案第32号「令和2年度守口市公立学校教職員人事基本方針案について」を議題といたします。

議案の朗読をお願いいたします。

○事務局 議案第32号「令和2年度守口市公立学校教職員人事基本方針案について」

令和2年度守口市公立学校教職員人事基本方針案について、次のとおりとする。

令和元年11月21日提出 守口市教育委員会教育長 首藤修一。

○教育長 それでは、議案の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第32号「令和2年度守口市公立学校教職員人事基本方針案について」説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案書24ページから26ページを御参照いただきますようお願いいたします。

本人事基本方針は、本市の教育理念を踏まえるとともに、学校教育の健全な発展を期するため、任命権者である大阪府教育委員会の同方針をもとに本市教育委員会の適正な人事を行うための方針として示したものでございます。

令和2年度案につきましては、年度のみを修正させていただき、内容の修正はございません。それでは、基本方針を説明させていただきます。

1、各学校の教育目標の達成を図るため、全市的視野に立ち、適材を適所に配置する。

2、児童生徒数の増減及び各校の実情を踏まえた適切な定数管理のもとに、計画的に人事異動を行う。

3、教職員としての経験を豊かにし、力量を高めるため、配置がえ及び校種間、広域異動等の交流人事を積極的に進める。

4、教職員の新規採用者については、豊かな人間性と教育に対するすぐれた専門性を有する人材となるよう、その育成に努める。

5、校長・教頭等については、その職責にふさわしい高い識見と指導力を備えた人材を育成し、登用する。

以上5点について留意し、人事を行うことを示しております。

この方針1の達成に向けては、学校長との人事に関するヒアリングを年3回行うとともに、学校訪問を行い教職員の授業観察等により教職員の状況把握に努めているところでございます。

次に、方針2の児童生徒数の増減やそれに伴う教職員定数の管理等につきましては、資料に取りまとめておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

本日、配布させていただきました資料1に、11月1日現在の児童生徒数、学級数の増減に伴う教員必要見込み数及び欠員見込み数を記載しております。令和元年度と令和2年度を比較いたしますと、小学校では児童数77名の減少、一般学級数5学級減少、支援学級数3学級減少を見込んでおります。それに伴う令和2年度の教員必要見込み数は344名で、令和元年度と比較し12名減少を見込んでおります。退職者数34名、再任用希望者数6名を勘案いたしますと、欠員見込み数は16名となります。

続いて中学校では、生徒数23名増加、一般学級数増減なし、支援学級数5学級減少を見込んでおります。それに伴う令和2年度の教員必要見込み数は223名で、令和元年度と比較し8名減少を見込んでおります。退職者数56名、再任用希望者数18名を勘案いたしますと、欠員見込み数は30名となります。

次に、資料2、新規採用教職員の状況を説明させていただきます。

表の左は、令和元年度の新規採用教職員数を示しております。表の右には、令和2年度の新規採用者見込み数を示しており、この数値は資料の1でお示しいたしました欠員見込み数の約6割を見込み数として計上しております。

最後に、資料3のその他には、教職員の平均年齢や男女比率を記載しております。

説明は以上でございます。まことに簡単な説明でございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。何か御意見、御質問はございませんか。

○委員 欠員見込み数の6割を新規採用教職員の数にして算定するというお話で

したが、この6割という割合は今回だけの問題ではなくて、ここ最近の傾向としてはほぼ横ばいの状況なのでしょうか。

○事務局　この新規採用者数の見込みは、基本的には6割程度という形で続けて府へ要望しております。ただ、近年守口市におきまして統合を重ねてまいりましたので、若干この新規採用者数の採用見込み数を抑えた形で府へ要望していった経緯がございます。

○委員　統廃合の関係で余る部分が出てくるからこれぐらいになっているだけで、統廃合がなくなった状況でも、今後も続けて6割だということではないですよ。

○事務局　基本的には6割程度で今後も新規採用者の数を府へ要望をしていきたいと考えております。これまでの統合の経緯がございましたので、今まではこれを6割以下の形で府へ要望しておりました。10割採用を計上していくことも考えられますが、そうしてしまいますと教職員の過員が発生してしまう見込みがございますので、例年6割を基本としております。また、府の採用におきましても、6割程度の新規採用者の採用をされているとお聞きしております。

○委員　中長期的な見通しで過員等が発生しないようにという配慮から講師等で調整をするという考えだというのはよくわかるのだけれども、何か6割という部分に根拠があるのかと思いお尋ねしたのですが、お話の趣旨でわかりました。あと、再任用とのかかわりについて教えていただきたいのですが、今、退職される方がたくさんおられる関係で新任の方がたくさん入ってきているが、再任用の方との兼ね合いとして、再任用に応募される割合、退職された方の中で再任用に応じてくださる方の割合というのはどういう状況なのか教えてください。

○事務局　正確な数字ではございませんけれども、近年、小学校では半数程度の方が再任用を希望される傾向がございます。中学校におきましてはそれよりも多く、8割程度の方が再任用を希望されております。

○教育長　一つは、少子化がだんだん進んできていることが先が見えない部分であ

り、10割を新任で回すことは難しいだろうと思います。また、退職制度もどういふふうに変わっていくのかという先の不透明感もありますので、6割ということが根拠はないにしてもやむを得ないこととされているところでございます。

ほかございませんか。

それでは、ほかに御意見、御質問がないようでございますので、採決したいと思います。

議案第32号につきましては、原案どおり承認することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 はい、異議なしと認め、議案第32号につきましては、原案どおり承認いたしました。

それでは次に、協議事項に移ります。

協議事項1「令和2年度教育委員会重点施策(案)について」説明をお願いいたします。

○事務局 協議事項1、令和2年度教育委員会重点施策案につきまして、御説明申し上げます。議案書27ページから31ページまでを御参照願います。

令和2年度予算編成に当たりましては、30ページから31ページに掲載しておりますとおり、市長より令和2年度予算編成方針が示されております。教育委員会では、その方針を受けまして令和2年度に係る新規重点施策を策定いたしました。28ページをお開きいただきたいと思います。

令和2年度教育委員会重点施策(案)を作成するに当たり、3つの柱を定めました。内容といたしましては、1、新しい学校づくりとよりよい教育環境の整備。2、学力向上への支援。3、社会教育の振興でございます。

1点目、1、新しい学校づくりとよりよい教育環境の整備では、(1)統合校の施設整備として、引き続き、さくら小学校の開校に向けた学校建設を実施してまいりま

す。（２）安心・安全な教育環境の充実では、よりよい教育環境の整備として学校、施設の改善に努めてまいります。

２点目、２、学力向上への支援では、（１）家庭・学校・地域の協働体制として、今年度さつき学園で設置しております学校運営協議会を全中学校区に設置するための取り組みを行ってまいります。（２）効率的な授業改善の推進として、デジタル教科書の整備と、今年度２校で試行実施している部活動指導員の全校配置を行おうとするものでございます。

３点目、３、社会教育の振興では、（１）文化財の保存・公開と活用として、中西家文書、河内国茨田郡大枝村中村家文書等のデジタルデータ化を行い、保存性を高めるとともに、より広く市民が文化財に接することができるようにしようとするものでございます。

２９ページには、令和２年度予算における各柱に対応した具体的な取り組み項目を記載しております。

１点目の柱のうち、（１）に対応する事業が項目番号１番及び２番、（２）に対応する事業として項目番号３番を挙げております。

項目番号１番と２番につきましては、さくら小学校新校舎供用開始に向けて必要な備品等の購入、新校舎への備品等運搬及び近隣で電波障害が生じたときの対策負担金でございます。なお、新校舎につきましては、令和３年４月からの供用開始を目指し整備を進めているところでございます。

項目番号３番の事業についてですが、これは平成２９年度教育委員会において策定したウォータークーラーの設置基準に基づき、熱中症対策の一環として、小学校にウォータークーラーを設置しようとするものです。なお、現在、中学校及び義務教育学校、新設校の寺方南小学校及びよつば小学校には設置済みでございます。

２点目の柱のうち、（１）に対応する事業が項目番号４番でございます。現在、本市において学校運営協議会を設置しているのはさつき学園のみでございますが、令和

2年度には全中学校区において学校運営協議会を設置し、保護者及び地域のさらなる学校運営への参画を目指すものでございます。

続きまして、項目番号5番及び6番は2つ目の柱の（2）に対応するものでございます。項目番号5番につきましては、小学校及び義務教育学校前期課程の14校で使用するデジタル教科書を整備することで授業の効率化を図り、児童の活動時間や教員による個別指導の時間を確保するとともに、従来、教材準備にかかっている時間を教材研究や授業研究に充てることで授業の改善につなげようとするものでございます。

項目番号6番につきましては、今年度2校で試行実施を行っている部活動指導員の全中学校及び義務教育学校に配置しようとするものでございます。これは、教員の業務が多様化し拡大している現状において、部活動を指導員が指導することで部活動の充実や質的な向上を図りつつ、教員が今まで部活動指導に当てていた時間を授業研究や教材研究に当てることで授業改善を図ろうとするものでございます。先ほど申し上げましたとおり、今年度につきましては効果検証のため2名を雇用しており、効果が確認できたことから事業の拡大を行おうとするものでございます。

最後に、3点目の柱に対応する項目番号7番の事業につきましては、中西家文書の各文書をデジタルデータに変換することで文化財の保存性を高め、次代への継承を確実に行うとともに、令和2年度開館予定の市立図書館にモニターを用いて常設展示を行うなどすることで、一層の活用と公開を進めるものでございます。

以上、まことに簡単な説明ですが、令和2年度の教育委員会重点施策につきまして、御協議いただきますようお願いいたします。

なお、今後の予定でございますが、本日、教育委員の皆様から御意見を賜り、それを踏まえ、12月定例会におきまして議案として提出し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長部局へ意見案を提出する予定でございますので、よろしくお願い申し上げます。

また、令和2年度予算の市長部局とのヒアリングについては、今月末までに事務レ

ベルの査定が行われる予定でございます。市長査定につきましては、例年どおり1月に行われる予定でございます。以上でございます。

○教育長　説明が終わりました。何か御意見、御質問ございませんか。

来月また議論があると思いますので、何かお気づきになりましたら総務課まで御連絡願いたいと思います。それでは、ほかに何か、報告あるいは連絡はございますか。

委員の皆さんからは何かございますか。ないようでしたら、本日の定例会は閉会いたしたいと思います。